「個人情報の取扱いに関する同意事項」【コムストックローン・SBI証券】一部改正新旧対照表

日本証券金融株式会社

[実施日: 2025年12月2日] (下線箇所は改正部分)

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| 個人情報の取扱いに関する同意事項 | 個人情報の取扱いに関する同意事項 |
| 【コムストックローン・SBI証券】 | 【コムストックローン・SBI証券】 |
| 日本証券金融株式会社 | 日本証券金融株式会社 |
| 日本証券金融株式会社(以下「日証金」といいます。)は、個人情報保護に関する関係 | 日本証券金融株式会社(以下「日証金」といいます。)は、個人情報保護に関する関係 |
| 法令、主務官庁の定めるガイドライン(指針)その他の規範および日証金のプライバシー | 法令、主務官庁の定めるガイドライン(指針)その他の規範および日証金のプライバシー |
| ポリシーを遵守し、コムストックローン・SBI証券(以下「コムストックローン」とい | ポリシーを遵守し、コムストックローン・SBI証券(以下「コムストックローン」とい |
| います。)を利用されるお客様の個人情報を下記のとおり取り扱います。 | います。)を利用されるお客様の個人情報を下記のとおり取り扱います。 |
| 1 コムストックローン・SBI証券とは、コムストックローン約款に基づき、日証金 | 1 コムストックローン・SBI証券とは、コムストックローン約款に基づき、日証金 |
| が株式会社SBI証券(以下「提携証券会社」といいます。)に証券取引口座を開設 | が株式会社SBI証券(以下「提携証券会社」といいます。)に証券取引口座を開設 |
| しているお客様に対し、有価証券を担保として、インターネットを利用して行う貸付 | しているお客様に対し、有価証券を担保として、インターネットを利用して行う貸付 |
| をいいます。 | をいいます。 |
| 2 日証金のプライバシーポリシーは、日証金ホームページ(https://www.jsf.co.jp/) | 2 日証金のプライバシーポリシーは、日証金ホームページ(https://www.jsf.co.jp/) |
| にて公表しております。 | にて公表しております。 |
| 記 | 記 |
| 1~5 (現行どおり) | 1~5 (省略) |
| 6 個人情報の開示等の手続 | 6 個人情報の開示等の手続 |
| 日証金は、日証金の保有するお客様の個人情報について、利用目的の通知、開示、内容 | 日証金は、日証金の保有するお客様の個人情報について、利用目的の通知、開示、内容 |
| の訂正・追加または削除、利用の停止、消去、第三者への提供記録の開示および第三者へ | の訂正・追加または削除、利用の停止、消去、第三者への提供記録の開示および第三者へ |

| の提供の停止(以下「開示等」といいます。)の求めを、次のとおり受け付けます。 (1) ~(2) (現行どおり) (3) 開示等の求めに際してご提出いただく書面(様式)等 次の請求書(A)を日証金ホームページ(https://www.jsf.co.jp/)からダウンロード し、または「お問い合わせ窓口」にご請求いただき、所定の事項を全てご記入のうえ、 本人確認のための書類(B)を添付し、郵送により、または来店のうえご提出ください。 ただし、代理人による開示等の求めの場合は、別途代理権を証する書類が必要となりますので、「お問い合わせ窓口」までご照会ください。 A 日証金所定の請求書 ・個人情報等に関する利用目的通知請求書 ・個人情報等利用停止・消去請求書 ・個人情報等利用停止・消去請求書 ・個人情報等利用停止・消去請求書 ・個人情報等利用停止・消去請求書 ・個人情報等利用停止・消去請求書 ・個人情報等列用停止・消去請求書 ・個人情報等列用停止・消去請求書 ・個人情報等利用停止・消去請求書 ・個人情報等利用停止・消去請求書 ・個人情報等利用停止・消去請求書 ・個人情報等可し、認証のための書類(次のいずれか) ・個人番号カードの写し(東面(個人番号の記載がある面)は不要) ・資格確認書の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・資格確認書の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・資格確認書の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・資格確認書の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・日曜証明書 ・住民票の写し (4) ~(6) (現行どおり) | |
|--|--------------------------|
| (3) 開示等の求めに際してご提出いただく書面(様式)等 次の請求書(A)を日証金ホームページ(https://www.jsf.co.jp/)からダウンロード し、または「お問い合わせ窓口」にご請求いただき、所定の事項を全てご記入のうえ、 本人確認のための書類(B)を添付し、郵送により、または来店のうえご提出ください。 ただし、代理人による開示等の求めの場合は、別途代理権を証する書類が必要となりますので、「お問い合わせ窓口」までご照会ください。 A 日証金所定の請求書 ・個人情報等用では、消法請求書 ・個人情報等別正・追加・削除請求書 ・個人情報等用停止・消去請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 B 本人確認のための書類(次のいずれか) ・個人番号カードの写し(裏面(個人番号の記載がある面)は不要) ・運転免許証の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・資格確認書の写し(住所および生年月日の記載があるもの) ・印鑑証明書 ・住民票の写し (3) 開示等の求めに際してご提出いただく書面(様式) 次の請求書(A)を日証金ホームページ(https://www.jsf.co.jp/)からダウンロード 次の請求書(A)を日証金ホームページ(https://www.jsf.co.jp/)からダウンロード 次の請求書(A)を日証金ホームページ(https://www.jsf.co.jp/)からダウンロード なの請求書(B)を添付し、郵送により、または「お問い合わせ窓口」にご請求いただき、本人確認のための書類(B)を添付し、郵送により、または「お問い合わせ窓口」にご請求いただき、本人確認のための書類(B)を添付し、郵送により、または「お問い合わせ窓口」までご照会ください。 A 日証金所定の請求書 ・個人情報等開示請求書 ・個人情報等用用停止・消去請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等可正・追加・削除請求書 ・個人情報等の記載である事類(次のいずれか) ・個人番号カードの写し(東面(個人番号の記載・運転免許証の写し(住所まよび生年月日の記載・理転免許証の写し(住所および生年月日の記載・理を原理を表示して、は述が表示して、は述述を表示して、表示して、表示して、表示して、表示して、は述述を表示して、表示して、表示して、表示して、表示して、表示して、表示して、表示して、 |)を、次のとおり受け付けます。 |
| 次の請求書(A)を日証金ホームページ(https://www.jsf.co.jp/)からダウンロード し、または「お問い合わせ窓口」にご請求いただき、所定の事項を全てご記入のうえ、 本人確認のための書類(B)を添付し、郵送により、または来店のうえご提出ください。 ただし、代理人による開示等の求めの場合は、別途代理権を証する書類が必要となりますので、「お問い合わせ窓口」までご照会ください。 A 日証金所定の請求書 ・個人情報等に関する利用目的通知請求書 ・個人情報等前正・追加・削除請求書 ・個人情報等前正・追加・削除請求書 ・個人情報等前正・追加・削除請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 B 本人確認のための書類(次のいずれか) ・個人番号カードの写し(東面(個人番号の記載がある面)は不要) ・運転免許証の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・資格確認書の写し(住所および生年月日の記載があるもの) ・印鑑証明書 ・住民票の写し | |
| し、または「お問い合わせ窓口」にご請求いただき、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類(B)を添付し、郵送により、または来店のうえご提出ください。 ただし、代理人による開示等の求めの場合は、別途代理権を証する書類が必要となりますので、「お問い合わせ窓口」までご照会ください。 A 日証金所定の請求書 ・個人情報等に関する利用目的通知請求書 ・個人情報等訂正・追加・削除請求書 ・個人情報等前正・追加・削除請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 本人確認のための書類(次のいずれか) ・個人番号カードの写し(裏面(個人番号の記載がある面)は不要) ・運転免許証の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・資格確認書の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・資格確認書の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・理転免許証の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・資格確認書の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・資格確認書の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・理転免許証の写し(住所変更をされている場合 ・健康保険証の写し(住所変更をされている場合 ・健康保険証の写し(住所および生年月日の記載 ・印鑑証明書 ・住民票の写し | () 等 |
| 本人確認のための書類(B)を添付し、郵送により、または来店のうえご提出ください。 ただし、代理人による開示等の求めの場合は、別途代理権を証する書類が必要となりますので、「お問い合わせ窓口」までご照会ください。 A 日証金所定の請求書 ・個人情報等に関する利用目的通知請求書 ・個人情報等訂正・追加・削除請求書 ・個人情報等前正・追加・削除請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等の写し(復願(個人番号の記載がある面)は不要) ・運転免許証の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・資格確認書の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・資格確認書の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・理転免許証の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・企業を発育にの写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・企業を発育にの写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・理転免許証の写し(住所変更をされている場合・企業を発育にの写し(住所変更をされている場合・企業を発育にの写し(住所変更をされている場合・企業を発育にの写し(住所変更をされている場合・企業を発育にの写し(住所まよび生年月日の記載・・企業を発言によります。 ・企業を発音にの写し | www.jsf.co.jp/)からダウンロード |
| ただし、代理人による開示等の求めの場合は、別途代理権を証する書類が必要となりますので、「お問い合わせ窓口」までご照会ください。 A 日証金所定の請求書 ・個人情報等に関する利用目的通知請求書 ・個人情報等別示請求書 ・個人情報等別正・追加・削除請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 B 本人確認のための書類(次のいずれか) ・個人番号カードの写し(裏面(個人番号の記載がある面)は不要) ・運転免許証の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・資格確認書の写し(住所あよび生年月日の記載があるもの) ・印鑑証明書 ・住民票の写し ただし、代理人による開示等の求めの場合は、別途代すので、「お問い合わせ窓口」までご照会ください。 A 日証金所定の請求書 ・個人情報等に関する利用目的通知請求書 ・個人情報等訂正・追加・削除請求書 ・個人情報等訂正・追加・削除請求書 ・個人情報等訂正・追加・削除請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等の言し(使所変更をされている場合 ・運転免許証の写し(住所変更をされている場合 ・理転発許証の写し(住所変更をされている場合 ・理転発許証の写し(住所あよび生年月日の記載 ・住民票の写し | ⁵、所定の事項を全てご記入のうえ、 |
| すので、「お問い合わせ窓口」までご照会ください。 A 日証金所定の請求書 ・個人情報等に関する利用目的通知請求書 ・個人情報等開示請求書 ・個人情報等削正・追加・削除請求書 ・個人情報等利用停止・消去請求書 ・個人情報等利用停止・消去請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 B 本人確認のための書類(次のいずれか) ・個人番号カードの写し(裏面(個人番号の記載がある面)は不要) ・運転免許証の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・資格確認書の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・資格確認書の写し(住所および生年月日の記載があるもの) ・印鑑証明書 ・住民票の写し | または来店のうえご提出ください。 |
| A 日証金所定の請求書 ・個人情報等に関する利用目的通知請求書 ・個人情報等開示請求書 ・個人情報等開示請求書 ・個人情報等訂正・追加・削除請求書 ・個人情報等利用停止・消去請求書 ・個人情報等利用停止・消去請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 B 本人確認のための書類(次のいずれか) ・個人番号カードの写し(裏面(個人番号の記載がある面)は不要) ・運転免許証の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・資格確認書の写し(住所および生年月日の記載があるもの) ・印鑑証明書 ・住民票の写し A 日証金所定の請求書 ・個人情報等開示請求書 ・個人情報等別示請求書 ・個人情報等利用停止・消去請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 B 本人確認のための書類(次のいずれか) ・個人番号カードの写し(裏面(個人番号の記載がある面)は不要) ・運転免許証の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・可鑑証明書 ・住民票の写し | 代理権を証する書類が必要となりま |
| ・個人情報等に関する利用目的通知請求書 ・個人情報等開示請求書 ・個人情報等訂正・追加・削除請求書 ・個人情報等訂正・追加・削除請求書 ・個人情報等利用停止・消去請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人番号カードの写し(裏面(個人番号の記載 ・個人番号カードの写し(裏面(個人番号の記載 ・運転免許証の写し(住所変更をされている場合 ・資格確認書の写し(住所および生年月日の記載 ・印鑑証明書 ・白民票の写し | . 1 . |
| ・個人情報等開示請求書 ・個人情報等訂正・追加・削除請求書 ・個人情報等利用停止・消去請求書 ・個人情報等利用停止・消去請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 B 本人確認のための書類(次のいずれか) ・個人番号カードの写し(裏面(個人番号の記載がある面)は不要) ・運転免許証の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・資格確認書の写し(住所および生年月日の記載があるもの) ・印鑑証明書 ・住民票の写し ・住民票の写し | |
| ・個人情報等訂正・追加・削除請求書 ・個人情報等利用停止・消去請求書 ・個人情報等利用停止・消去請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 B 本人確認のための書類(次のいずれか) ・個人番号カードの写し(裏面(個人番号の記載がある面)は不要) ・運転免許証の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・資格確認書の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・可鑑証明書 ・住民票の写し ・住民票の写し | |
| ・個人情報等利用停止・消去請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 B 本人確認のための書類(次のいずれか) ・個人番号カードの写し(裏面(個人番号の記載がある面)は不要) ・運転免許証の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・資格確認書の写し(住所および生年月日の記載があるもの) ・印鑑証明書 ・住民票の写し | |
| ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 B 本人確認のための書類(次のいずれか) ・個人番号カードの写し(裏面(個人番号の記載がある面)は不要) ・運転免許証の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・資格確認書の写し(住所および生年月日の記載があるもの) ・印鑑証明書 ・住民票の写し ・住民票の写し | |
| B 本人確認のための書類(次のいずれか) ・個人番号カードの写し(裏面(個人番号の記載がある面)は不要) ・運転免許証の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・資格確認書の写し(住所および生年月日の記載があるもの) ・印鑑証明書 ・住民票の写し | |
| ・個人番号カードの写し(裏面(個人番号の記載がある面)は不要) ・運転免許証の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・資格確認書の写し(住所および生年月日の記載があるもの) ・印鑑証明書 ・住民票の写し ・個人番号カードの写し(裏面(個人番号の記載) ・運転免許証の写し(住所変更をされている場合) ・健康保険証の写し(住所および生年月日の記載) ・印鑑証明書 ・住民票の写し | |
| ・運転免許証の写し(住所変更をされている場合は裏面の写しも必要) ・運転免許証の写し(住所変更をされている場合・健康保険証の写し(住所および生年月日の記載・印鑑証明書・印鑑証明書・住民票の写し | |
| ・資格確認書の写し(住所および生年月日の記載があるもの) ・健康保険証の写し(住所および生年月日の記載 ・印鑑証明書 ・印鑑証明書 ・住民票の写し ・住民票の写し | 載がある面)は不要) |
| ・印鑑証明書 ・印鑑証明書 ・住民票の写し ・住民票の写し | 合は裏面の写しも必要) |
| ・住民票の写し・住民票の写し | 載があるもの) |
| | |
| (4) ~(6) (現行どおり) (4) ~(6) (省 略) | |
| | |
| | |
| 7 (現行どおり) 7 (省 略) 以 上 | 以上 |

2/2

2022年4月

2025年12月